

## 平成28年度 松戸市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

## 1. 市立病院事業

## (1) 病 床 数

一 般 病 床	605 床
感 染 病 床	8 床
計	613 床

## (2) 年間延患者数

入 院 患 者 数	172,645 人
外 来 患 者 数	240,570 人
計	413,215 人

## (3) 1日平均患者数

入 院 患 者 数	473 人
外 来 患 者 数	990 人

## (4) 主要な建設改良事業

○医療器械整備	360,000 千円
○千駄堀地区新病院建設工事	7,706,988 千円
○千駄堀地区新病院工事等監理委託	128,790 千円

## 2. 市立東松戸病院事業

### (1) 病 床 数

一 般 病 床	198 床
---------	-------

### (2) 年間延患者数

入院患者数	54,385 人
-------	----------

外来患者数	35,235 人
-------	----------

計	89,620 人
---	----------

### (3) 1日平均患者数

入院患者数	149 人
-------	-------

外来患者数	145 人
-------	-------

## 3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

### (1) 入 所 定 員

50 人
------

### (2) 年間延利用者数

入 所 者 数	17,338 人
---------	----------

通 所 者 数	356 人
---------	-------

計	17,694 人
---	----------

### (3) 1日平均利用者数

入 所 者 数	47 人
---------	------

通 所 者 数	2 人
---------	-----

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	市立病院事業収益			17,739,806 千円
第1項	医業収益			15,916,119 千円
第2項	医業外収益			1,550,469 千円
第3項	看護学校収益			156,696 千円
第4項	保育所収益			116,521 千円
第5項	特別利益			1 千円
第2款	市立東松戸病院事業収益			2,559,869 千円
第1項	医業収益			1,991,804 千円
第2項	医業外収益			568,064 千円
第3項	特別利益			1 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業収益			242,669 千円
第1項	施設事業収益			223,301 千円
第2項	施設事業外収益			19,367 千円
第3項	特別利益			1 千円

支 出

第1款	市立病院事業費用	17,739,806	千円
第1項	医業費用	16,904,728	千円
第2項	医業外費用	460,193	千円
第3項	看護学校費用	181,713	千円
第4項	保育所費用	163,170	千円
第5項	特別損失	2	千円
第6項	予備費	30,000	千円
第2款	市立東松戸病院事業費用	2,559,869	千円
第1項	医業費用	2,497,234	千円
第2項	医業外費用	57,633	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	5,000	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑事業費用	242,669	千円
第1項	施設事業費用	240,694	千円
第2項	施設事業外費用	973	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額520,826千円は、過年度分損益勘定留保資金 516,223千円、減債積立金 4,603千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	市立病院資本的収入	8,821,243	千円
第1項	企業債	7,497,400	千円
第2項	県支出金	664,905	千円
第3項	出資金	601,196	千円
第4項	負担金	57,738	千円
第5項	投資	2	千円
第6項	固定資産売却代金	1	千円
第7項	寄附金	1	千円
第2款	市立東松戸病院資本的収入	308,760	千円
第1項	企業債	20,000	千円
第2項	出資金	288,758	千円
第3項	固定資産売却代金	1	千円
第4項	寄附金	1	千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的収入	963	千円
第1項	出資金	961	千円
第2項	固定資産売却代金	1	千円
第3項	寄附金	1	千円

支 出

第1款	市立病院資本的支出	9,170,510 千円
第1項	建設改良費	8,444,116 千円
第2項	投 資	75,480 千円
第3項	償 還 金	640,914 千円
第4項	予 備 費	10,000 千円
第2款	市立東松戸病院資本的支出	474,256 千円
第1項	建設改良費	32,500 千円
第2項	償 還 金	436,756 千円
第3項	予 備 費	5,000 千円
第3款	市立介護老人保健施設梨香苑資本的支出	7,026 千円
第1項	建設改良費	1,923 千円
第2項	償 還 金	4,603 千円
第3項	予 備 費	500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
千 駄 堀 地 区 新 病 院 用 厨 房 機 器 の 購 入	平成 28 年度 から 平成 29 年度 まで	262,900 千円
千 駄 堀 地 区 新 病 院 用 医 療 機 器 等 の 購 入	平成 28 年度 から 平成 29 年度 まで	2,085,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院 医療器械整備事業	360,000 千円	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
市立病院 千駄堀地区 新病院建設事業	7,137,400 千円			
市立東松戸病院 医療器械整備事業	20,000 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立病院事業 7,658,600 千円
2. 市立東松戸病院事業 300,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 看護学校費用
- (4) 保育所費用
- (5) 施設事業費用
- (6) 施設事業外費用
- (7) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 市立病院事業

(1) 職員給与費 9,887,303 千円

(2) 交際費 129 千円

2. 市立東松戸病院事業

(1) 職員給与費 1,735,112 千円

(2) 交際費 40 千円

3. 市立介護老人保健施設梨香苑事業

(1) 職員給与費 175,504 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1. 市立病院事業 2,482,267 千円

2. 市立東松戸病院事業 130,726 千円

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1. 市立病院事業

	(種類)	(名称)	(数量)
(1) 取得する資産	医療器械	乳房X線撮影装置	1 式
		生体情報モニタシステム	1 式

平成 28 年 2 月 22 日 提出

松戸市長 本郷谷 健次